

## 電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と

### 組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2010年6月18日

日本弁護士連合会会長 宇都宮健児 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

#### 要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（以後、NPOテクノロジー犯罪被害ネットワークと称する）は、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えない媒体を用いた武器によって特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪（以後「テクノロジー犯罪」と称する）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（以後「嫌がらせ犯罪」と称する）を解決すべく取り組んでまいりました。

この12年間で700名を超える被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査（335名）を実施して被害実態の把握に努めてまいりました（アンケート調査の結果は『被害者335名アンケート調査結果』にまとめて添付致しました）。そのアンケート調査結果に基づいて「テクノロジー犯罪被害フォーラム」を東京・大阪で各3回開催して一般の皆様にご理解頂くための啓蒙活動を行ってまいりました。

訴え活動としては、電波行政を管轄する総務省（旧郵政省）、治安を司る警察庁・公安調査庁・法務省等関係各機関、森元総理大臣はじめ福田元総理から鳩山元総理までの歴代の総理大臣、衆参両議院議長および国会議員、小沢元民主党代表および幹事長、47都道府県知事、警視庁長官および各県警察本部長、全国自治体の長、諸外国ではオバマ大統領、そしてマスコミ各社に本問題へのご理解と問題解決へのご協力をお願いしてまいりました。

このように当NPOは設立後一貫してテクノロジー・嫌がらせ両犯罪実態およ

びその危険性を訴えるとともに、問題解決へのご協力を各方面にお願いしてまいりました。被害者の生の声を聞き、詳細なアンケート調査に基づく当NPOの訴えは、犯罪の全体像を知るために格好の材料を提供していること確信致しますことから、未だ政府による明らかな取り組みは見られないとしても、両犯罪への理解は相当深まっているものと考えます。犯罪の全体像を知られることは犯罪主体にとって致命傷で被害者側からみますと大前進であります。

テクノロジー犯罪は、見えない媒体を用いた新しい武器によって、特定個人をピンポイントで狙いを定めて、精神・身体を攻撃し、自殺に追い込むことも殺すこともできる、秘された凶悪犯罪であります。ちなみにこのような武器の存在を公式に認めているのは唯一ロシアであります。ロシアでは電磁波・光・熱・超低周波・超音波放射の使用により悪影響を及ぼす兵器の普及を官民通じて禁止する法律を制定しております。詳しくは添付致しました『ロシアのマインドコントロール兵器』を参照願います。我が国ではまだその存在すら認められていない高度な武器を用いて、人間の生存権を奪うことから明らかな人権侵害でありますし、高度な盗聴・盗撮技術が悪用されて、個人情報盗まれていることから、著しいプライバシーの侵害でもあります。そこに嫌がらせ犯罪が加わって、個人の尊厳を傷つけ、行動の自由を侵害しているのですから、基本的人権を徹底的に踏みこむ犯罪行為であります。

またこれは、被害に対する一般の無理解から、家族にあっては家族破壊の状態に追い込まれる犯罪であります。これを多くの人に仕掛ければ社会破壊ができることも、さらに拡大すれば国家破壊につながることも想像できるところであります。

それほど大きく危険な犯罪にもかかわらず、電磁波や超音波など目に見えない媒体が使われていることから、被害との因果関係の説明が難しく、その結果犯罪として扱われずに今日に及びました。それどころか声・音が聞こえる、映像が見えると訴えただけで幻聴・幻覚として統合失調症と診断されて処置されてきたのです。ところが警察庁発表「平成19年中における自殺の概要資料」によりますと、鬱要因の自殺者が6060人、統合失調症要因が1273人で、精神疾患要因で一年に7333人もの自殺者が出ているのです。この数字はいかに精神科医が患者を救ってやれないかを如実に物語っております。これはテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害に対する無理解の社会構造を強固にしている結果であります。しかしどのように真実を包み隠しても犯罪は必ず露見してまいります。当NPOの訴えがその先陣を切っているのです。日本弁護士連合会にはこの社会の現実から逃げないで頂きますよう切にお願い申し上げます。日本弁護士連合会が、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が存在する可能性を認めて、それに真正面から取り組む姿勢を示すだけで両犯罪を抑止することができます。それは被害者を救うだけでなく、法曹界が今後も存在価値を保つていくために為さなければならない新たな指針を示すことにもなります。それができる立場にあるのが宇都宮健児日本弁

護士連合会会長と考えることから本要望書を提出することにした次第です。

以下、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪をご理解頂きますために、その犯罪事実と考えられる危険性を記し、その後に要望事項を記しました。この要望事項を確実に実行して頂きますよう切にお願い申し上げますとともに、本要望書に対しましご回答も合わせてお願い申し上げます。

尚、ここに先月出版致しました『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』を添付致しました。これは誰にも理解されなかったテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者33名による真実の訴えであります。是非ともご一読頂きますようお願い申し上げます。

## テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪事実と考えられる危険性

- (1) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうテクノロジーが使われています。

つきまといテクノロジーはテクノロジー犯罪のキー・テクノロジーとしてあるものと考えます。被害者を絶えずとらえてそこに別のテクノロジー犯罪を仕掛ける手法が採られているからであります。その典型例が音声送信被害で、被害者がどこに逃げようが声につきまといわれ、外国に逃げても同じ声につきまといわれたという証言があるほどであります。このことから地球規模でつきまとうことができることが考えられ、人工衛星の悪用を考慮に入れなければ理解できない犯罪事実であります。このことから特定個人をとらえてつきまとうテクノロジーの悪用を禁止する法整備が求められているのです。

- (2) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼすテクノロジーが使われています。

特定個人の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟機能が遠隔から操作できるということは恐ろしい事実であります。しかし被害者証言からテクノロジーの最先端は人間をコントロールできるレベルにあることは間違いないと考えます。これは人間の各機能が徹底的に研究し尽くされた結果でなければあり得ないことでもあります。このことから過去におびただしい数の人体実験があったことが想像できるようになります。そして現在でも当NPO会員がその人体実験の対象者になっているとみることもできます。このような人体実験の情報が秘されていることから現実と一般認識との断絶を生じさせているのです。

上記人体実験を知る参考となるのがデルガド博士の動物実験であります。デルガドは『Physical Control of the Mind (心の物理的操作)』に書いたように、

チンパンジーや猫の脳に電極を埋め込んで、そこに様々に工夫した電波を送信して、その反応をみる実験を繰り返しました。その結果「動物を機械仕掛けのおもちゃのように操作できるようになった」と豪語したのです。人間を対象としたものとしては、てんかん患者と行動障害の患者に対するスティモシーバーという治療方法を紹介しております。この場合も、患者の脳に電極を埋め込んで、その脳波を病院内でしたら絶えずモニターできるように工夫して、異常波が確認された場合それを矯正する電波を送信して正常に戻す治療方法であります。このように人間の脳への電極の挿入と外部から様々に工夫された電波を飛ばすこと、これが人間コントロールテクノロジーの基本型と考えます。デルガドは40年も前にこの実験を終了して『Physical Control of the Mind』に著していたことも重要であります。参考までにデルガドの著書全文を翻訳しましたので添付致します。

デルガドが行った実験の大半は動物実験であります。スティモシーバーは人間への適用であり、これこそ電磁波の生体効果と言えるものであります。しかし電磁波の熱効果は認められていても非熱効果は認められていないのが実情であります。そのようなかでデルガドは電磁波の非熱効果を確認するから実験を繰り返したと考えられます。そしてスティモシーバーという人間への適用に到達したのです。

スティモシーバーは、人間の脳波を絶えずモニターでき、その異常をとらえて矯正電波を送信することによって正常に戻すというもので、これは電磁波が生体に非熱効果を及ぼすことを証明するものであります。これは画期的で、この延長線上にあるのが宇宙飛行士に対して行われているモニターと考えます。彼らの生体情報も絶えずモニターされ地上から管理されコントロールされているはずであります。そしてこの技術を悪用すれば特定個人に遠隔から甚大な危害を加えられることが想像できるようになります。このように人間コントロールテクノロジーは宇宙飛行士の健康管理まで考えることで理解しやすくなると考えます。そしてそのような技術の悪用を禁止する法整備が求められているのです。

### **(3) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせ映像を見せるテクノロジーが使われています。**

『被害者335名アンケート調査結果』によりますと、約65%が声・音被害者で、約40%が映像被害者であります。ピンポイントで特定個人の脳に遠隔から音声・映像情報を送るということは正に通信の最先端技術の悪用と捉えることができます。そして声被害者の大半が声の主と双方向通信ができると証言しているのです。このためにこれらの被害者は考えが読まれていると考えざるを得なくなっているのです。思考の盗聴は盗聴技術の最先端であり、軍事技術の範疇に入っているものと考えられます。秘された軍事技術が民間人に悪用されているということは由々しき一大事で、軍事技術として守秘義務とされている武器の内容が

公開され、この技術が含まれている場合には規制から外されるべきであります。このように軍事技術としての守秘義務の縛りを適用する項目を再考することが求められているのです。

**(4) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。**

テクノロジー犯罪におけるピンポイント性は重要な特徴であります。そのピンポイントも被害者の個々の臓器をピンポイントで狙える精度であります。そして男女に限らず陰部へのピンポイント攻撃があり、これもつきまといテクノロジーと一体となって移動中にもつきまといられる攻撃であります。このような見えないテクノロジーによるピンポイント攻撃を禁止する法整備が求められているのです。

**(5) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、異物を標的に命中させるテクノロジーが使われています。**

これを行うには異物を落とす側と、落とされた異物を操作して動いている標的に命中させる側の協力が必要であります。これにはGPSの利用とスーパーコンピュータによる高速で緻密な計算が伴っていなければできない攻撃であります。この点から犯罪主体を絞ることができると考えます。これにより大事故の演出ができますので、そのような悪用ができないように早急なる法整備が求められているのです。

**(6) テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。居ながらにして狙った人間を拷問状態に陥れられるテクノロジーの設備化を阻止する必要があります。**

テクノロジー犯罪は工夫次第で様々な攻撃を仕掛けることができます。その四六時中の攻撃は拷問状態と同じであります。このように狙いを定めた人間に対していつでもどこでも拷問状態に陥れられるようなシステム化・ネットワーク化が進行しているように考えます。このような設備化を阻止する必要があります。

また被害者をコントロールして他の人に危害を加えることもできます。これは欧米でマインドコントロールと呼ばれる技術であります。昨今頻発する凶悪犯罪にこのテクノロジーの標的とされた被害者がいることも想像させるところであります。これはこれから冤罪として取り上げられる可能性があるものであります。

この種の冤罪は証明が大変難しいことから、テクノロジー犯罪が行われないうにするのが第一で、そのための法整備が早急に求められているのです。

尚、マインドコントロール兵器に関しましては添付致しました『ロシアのマインドコントロール兵器』を参照願います。

**(7) テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。その嫌がらせ犯罪には11の特徴があり11番目の非常識性で全体が貫かれています。**

嫌がらせ犯罪にみられる11の特徴とは、

- ①「集団性」：一人の被害者に対して集団で寄ってたかって嫌がらせを働く。
- ②「ストーカー性」：家中では監視テクノロジーでつきまといわれ、家を出ると人につきまといわれる。そして行く先々で嫌がらせを受ける。
- ③「継続・反復性」：一日24時間、一年365日継続して様々な嫌がらせが繰り返される。
- ④「タイミング性」：何かをしようとするとその瞬間に嫌がらせが行われる。
- ⑤「監視性」：前記タイミング性をもって嫌がらせを行うには徹底した監視が為されていなければできないことでもあります。
- ⑥「システム性」：前記監視は、被害者の行動を四六時中走査して、その行動に合わせて何らかのリアクションをするようにプログラムされた監視システムが周辺で稼働していなければできないことでもあります。
- ⑦「組織性」：集団で一気に畳みかけるやり方、傷害を与えるなど明らかな証拠を残さない手口、嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けてダメージを倍加する手法から、詳細な打ち合わせの上で行われていることは明らかであり、そのことから組織的犯行で間違いありません。
- ⑧「マニュアル性」：アメリカでも同様の被害報告があることからマニュアルに基づいて世界的規模で行われていることが考えられます。
- ⑨「ネットワーク性」：被害者が遠方に移動しても同様の嫌がらせを受けること、北海道から沖縄県まで被害者が存在し、それぞれの場所で嫌がらせ被害を受けていることから、組織間の連絡網がネットワーク化して完備していることが考えられます。
- ⑩「歴史性」：40年を超える歴史があります。
- ⑪「非常識性」：上記10の特徴は非常識なことばかりであります。

11番目の特徴である「非常識性」は重要で、非常識であればあるほど一般人は話を聞かなくなり遠ざけることから、被害者は孤立します。そして追い込まれた先は、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図がありありと描けるようになりました。常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。それは犯罪主体にとって致命傷となることから、常識には一歩も近づけないという強固な意思を読み取ることができます。嫌がらせ犯

罪におけるこの構図と犯罪主体の強固な意思が明らかにできたことは問題解決に大きな一歩を記したと考えます。このように非常識的で強固に意思統一された嫌がらせ犯罪は必ず犯罪主体の正体をつかめるはずであります。このような嫌がらせ犯罪を取り締まる法整備が早急に求められているのです。

**(8) 嫌がらせ犯罪の代表例として不特定多数によるつきまとい（ストーカー性）があります。**

人的つきまといは、桶川女子大生ストーカー殺人事件以後、ストーカー法ができて取り締まりの対象となり、ストーカーという言葉も定着してまいりました。ストーカー法は恋愛感情に基づいて特定個人が特定個人をつきまとう場合に適用されますが、当NPOが訴えているつきまといは、恋愛感情に基づかず、特定個人に不特定多数がつきまとうという特徴があります。そのためストーカー法がすんなりと適用できないつきまといでありますことから、このようなつきまといも取り締まりの対象となるような法整備が求められているのです。

**(9) 嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けてダメージを倍化させる手法が採られていることから、両犯罪を計画して実行する組織は同一か密接な関係があることが考えられます。**

前記人的つきまといとテクノロジーによるつきまといがそのいい例であります。テクノロジーによるストーカーは桶川女子大生殺人事件以前に始まっていたと考えます。殺害された女子大生もこの二つのつきまといの被害者であった可能性があります。二つのつきまといを一気に仕掛けて短時間で発狂状態に追い込むことも犯罪者側の手法としてあるものであります。その場合の受け皿は精神病院となります。

**(10) テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の対象者は老若男女を問いません。子供の頃からの被害者も多く存在します。**

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者はその標的とされた理由が分からない場合がほとんどで、子供のころからの被害者が存在することもこの犯罪を知る上で重要であります。全く無実の一般人が、しかも子供のころから両犯罪の標的とされている事実をどのように理解したらいいのでしょうか。この事実を黙認しないで頂きたいと思います。

**(11) 嫌がらせ犯罪の特徴である歴史性はテクノロジー犯罪も同様に40年を超える歴史があると考えられます。**

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が40年を超える歴史があることは間違いないと思われます。それだけ長期にわたって両犯罪が表面に出てこなかったことが不思議であります。当NPOが訴える以前から同様の訴えがあったと思われますので、弁護士には相談に訪れていたものと思われます。日本弁護士連合会としてそのような相談があったか過去に遡って調査して頂くことも意味があるものと思われます。

**(12) 両犯罪により、個人破壊はもちろん、家族破壊、社会破壊、国家破壊が可能であります。**

当NPOは任意団体から数えて12年が経過しましたが、これまでに700名を超える被害者を確認しております。そのうち9名が亡くなっており、4名は自殺であります。この現実から両犯罪によって個人破壊が可能であることは間違いありません。そして家族とのトラブルもほとんどの被害者が経験しているところでもあります。これは家族破壊につながります。またアンケート調査の結果から犯罪主体を近隣住民と考えている被害者が一番多いことから、近隣住民を疑わせる攻撃を拡大することによって社会破壊を惹起することもできると考えます。さらに拡大すれば国家破壊も可能でありましよう。それほどの犯罪でありますからテロ対策の対象になっていないのが不思議でなりません。我々被害者が訴えるまでもなく当然捜査されていて不思議はないのですが、それが為されていないことが謎であります。

以上確かな犯罪事実および考えられる危険性を列記しましたが、その内容から、これは被害者だけの問題ではないことがご理解頂けると思われます。これは国民的問題であります。その点からも下記要望事項を確実に実施して頂きますよう要望致します。

#### **要望事項**

1. テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の実態を全弁護士が理解するため、日本弁護士連合会あるいは各地の弁護士連合会が主催して勉強会を開催して下さい。説明役は当NPO代表理事である私石橋がお引受け致します。
2. 日本弁護士連合会に本問題を専門で担当するテクノロジー・嫌がらせ犯罪部会を設けて下さい。各県の弁護士連合会にも同様の部会を設け、全国的組織として下さい。



3. 上記部会でテクノロジー・嫌がらせ両犯罪実態を詳細に分析して、それに適切に対処できる法整備を立案して、法制化を政府に働きかけて下さい。
4. 上記専門部会から当NPO定例会あるいは被害者の集いに毎回弁護士を派遣して被害状況の把握に努めるとともに、被害者に法的アドバイスをして下さい。当NPOは東京だけでなく札幌・名古屋・大阪でも被害者の集まりを毎月開催しておりますので、当該地域の弁護士連合会からもそれぞれの場所に派遣して下さい。
5. テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪が公になることによって被害者が急増することが考えられます。その場合ボランティアのNPOでは対応し切れなくなることが予想されます。日本弁護士連合会として当NPOに代って対処できるよう体制を整えて下さい。

#### 添付書類

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 『被害者335名アンケート調査結果』    | 1部 |
| 2. 『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』 | 1冊 |
| 3. デルガド著『心の物理的コントロール』    | 1部 |
| 4. 『ロシアのマインドコントロール兵器』    | 1部 |
| 5. テク犯チラシ                | 5枚 |

\*当NPOホームページも合わせて参考にして頂きますようお願い申し上げます。

<http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/>

以上